

戦時公娼制の範疇で

日本軍「慰安婦」制度の国家責任を問う

パクチョンエ
朴貞愛

家父長制と国家主義の観点を越えて

日本軍「慰安婦」問題をめぐる複雑に枝分かれした状況の中で最も突出した歴史的争点は、強制動員の有無と公娼制との関係性であろう。ところがこの論争は学術的領域よりも政治的領域においていっそう頻繁に起こった。まず日本軍「慰安婦」問題に内包された戦争犯罪および女性抑圧の性格を否定する勢力が「慰安婦は公娼なので日本の国家責任はない」と挑発すると、国家の加害責任を問う勢力が「慰安婦は公娼ではない」と対応するパターンが繰り返されて形成されたものだ。

この問題をめぐって政治・社会的領域で激しい攻防戦が繰り返されているのに比して、学術的な領域ではその討論はまだ本格化できていないようだ。公娼制と日本軍「慰安婦」制度の連続性を明らかにしようとする実践的研究は、制度化によって国家権力が許可した枠組みの中で、二つの制度ともに女性に対する人権抑圧と男性に対する性統制を実践したと指摘している（藤目ゆき、1997；宋連玉、2000）。その反面、日本の近代化の目論みに忠実につくられていた公娼制を擁護する立場は、速度戦と民族及び階級、ジェンダー差別を通じて富国強兵を強化し、これを遂行する兵士と都市労働者のために設けられた近代公娼制を、近代的価値と信じられていた「自由」に立脚した制度として理解した（秦郁彦、1999）。

後者の主張が家父長制と国家主義に立脚していて細かな労力をかけずとも政治社会的擁護を受ける場合もあるとすれば、女性主義と人権の観点で公娼制と日本軍「慰安婦」制度の連続性を強調する前者の主張は学者と市民を説得するために熾烈かつ孤独な闘争を展開している。家父長的パラダイム下で制度教育（訳注：国家や体制を正当化する目的で、主流の視角からなされる教育）を受けた人々が大部分であり、日本軍「慰安婦」問題の解決過程で民族または国家的利害を何はともあれ前面に押し立てる人々が依然として多数であるという状況の中で、後者の主張のほうが、より容易で早く理解される傾向があるためだ。

他方で、正義と人権、女性主義の観点で日本軍「慰安婦」問題を解決しなければならないという立場に同意する人々の間でも、公娼制と日本軍「慰安婦」制度を連続的に理解する主張を受け入れることができずためらう姿がしばしば見られる。しかしその背景をめぐる学術的討論はほとんどなされていないため理由を詳しく検討しにくい。現在多様な議論の中にある日本軍「慰安婦」に関する概念定義の中で、韓国と日本で最も幅広く受け入れられている立場が吉見義明の研究からはじまった定義だ。すなわち「軍『慰安婦』とは、1932年第一次上海事変から1945年日本敗戦まで、戦地、占領地の日本陸海軍が作った慰

安所において軍人・軍属の性の相手を強要された女性」(吉見義明、2013) というものだ。吉見義明は続いて日本軍慰安所の類型として、第一に軍が直接経営する慰安所、第二に民間業者に経営を任せる軍専用慰安所、第三に民間の遊廓などを軍が一時的に指定して利用する慰安所の三種類があると述べている。公娼にあたる遊廓を慰安所の範疇下に含めているようだが、「軍の非指定遊廓」という範疇を新しく作り、これを慰安所の概念の外に位置づけているので公娼と慰安所の間に境界線を引いてしまうこととなった。概して集結地として存在した公娼の領域の中で、日本軍が指定遊廓(=慰安所)と非指定遊廓(≠慰安所)を分ける必要がどこにあったのか、及び実際の区分事例はどのように現れたかについては論じていない。そして慰安所は日本の公娼制が施行されなかったと思われた戦地と占領地だけに存在したと制限しているが、これによれば大阪と福岡、北海道などの日本地域と朝鮮、台湾のように日本の植民地であった地域で「慰安婦」被害をこうむったという女性の経験は説明しにくくなる。

近代日本の公娼制 : 国益擁護を名分にした性売買の国家管理

2007年米下院の「慰安婦」決議案の採択を控え、これを阻止するために日本の右翼勢力が全方位的攻撃をしたことがあった。やはり主な主張は「慰安婦は公娼だから自発的に慰安所に行き、お金も儲けた。したがって被害者ではない」というものだった。その時韓国の歴史関係機関および団体が、これに対応するための学術大会を五回だったか開催したことがあるが、毎回の会議の度にもれなく出された指摘が「慰安婦は公娼ではないので強制動員でお金ももらえなかった」というものだった。これを研究者の主張でなく指摘であるとあえて表現する理由は、その時、公娼制とは何か、また公娼制と日本軍「慰安婦」制度はどのような点で互いに異なっているのかを分析し説明する発表や討論がなかったためだ。「慰安婦は公娼ではない」という指摘は、日本の右翼勢力の主張を否定するために必要だったのだが、このような攻防は「公娼=自発性=金儲け≠被害者」という家父長的前提を共有することであり、非常に危険だという気がした。結局、日本の右翼勢力が仕組んだ政治的フレームに巻き込まれ、女性を分割し互いに競争させて反女性的な論議を生み出していたのだ。家父長的で国家主義的なパラダイムを乗り越えることができない以上、そういう政治的フレームの中で反女性的で消耗な指摘と攻防戦が果てしもなく繰り返されるように思われた。

公娼制とは何か。しばしば「合法的性売買制度」程度と理解されているが、歴史的に存在した公娼制はもう少し複雑で曖昧で矛盾したものとして展開された。「kousyousei」という名称は日本語に由来するもので、第2次世界大戦が終わる1945年まで公娼制が施行された地域は帝国主義日本の影響力が及ぶ地域、すなわち日本とその植民地、委任統治地域、租界地、占領地などのみだった。

そして公娼制下で「公娼」という呼称が入っている法令も存在しなかった。公娼制に関係した法律として、近代日本では「娼妓取締規則」や「芸妓営業取締規則」等が、植民地朝鮮では「貸座敷娼妓取締規則」や「芸妓酌婦芸妓置屋営業取締規則」等が存在した。娼妓や酌婦、芸妓を取り締まる法律も、時期ごと地域ごとに呼称と内容を異にした。軍事統治が強い地域であるほど公権力の統制権限が大きかったし、接客女性をめぐる法的環境が劣悪だった。

また公娼制関係の諸法律は、娼妓に対する性売買許可や、芸妓、酌婦、女給などいわゆる私娼に対する性売買禁止に明確に大別されて施行されたわけでもない。公娼制を施行した日本の関心は、[良妻賢母にならない]一般女性の「保護」のための風紀取り締まりと、富国強兵を遂行する兵士および男性労働者の性病予防にあったのであり、このような条件を最大限満たすことが公娼制の施行方向だった。したがって原則的に私娼に該当した芸妓や酌婦、女給といえども一般社会と隔離されていたり性病検診が充分であると判断されれば、彼女たちを利用した営業主または抱え主の性売買営業も黙認された。国家権力を委任された取り締まりの主体は、国家権力の性格により民政下では警察、軍政下では軍人だった。憲兵警察統治を施行した1910年代の植民地朝鮮では、関係法令は警察命令（警務總監部令および各道の警務令）として制定し、取り締まりは憲兵が実施した。

フェミニスト学者は公娼制を規制主義あるいは管理主義（regulationism）と翻訳する。したがって公娼制の属性は、国家によって「法的に許可されている性売買」というよりは、「公娼・私娼を問わず管理されている性売買」にあるとみななければならない。公娼制は固有の一つの法を指すのではなく、男性中心社会の風紀取り締まりと性病予防を目的にして国家が管理する性売買システムだ。したがって公娼制は、地域と時期、そして政治状況により異なる法的実体と様相をもって現れるという事実を明記しておかなければならない（宋連玉、2017:38）。

近代日本の公娼制は西欧の性売買管理政策をモデルに、強力な軍隊建設の利益と結合して軍隊慰安と性病管理を軸として再編成されたシステムだった（藤目ゆき、2004:34-37）。日本は軍事占領による「帝国日本」の拡張を企てつつ積極的に公娼制を活用した。

兵士に対する統制および性病予防、資本の投資、植民事業の促進のために接客女性を置き、彼女たちを利用した営業主の性売買営業を管理した。「遊客」と呼ばれた男性たちの社会的地位と階級にしたがって、接客女性も芸妓、酌婦、娼妓などに分けられた。原則的に娼妓だけが公娼に該当したが、軍隊駐屯地の酌婦は娼妓レベルの外出統制と性病検診を受けながら実質的な公娼として管理されることもあった。また、公娼制が反文明的人身売買制度であるという国際社会の批判が大きく、日本内外で廃娼運動に直面して国家権力は形式的に貸座敷と娼妓を廃止したものの、酌婦、芸妓、女給などを利用した性売買営業を黙認し管理しつつ実質的な公娼制を維持していった。そして公娼制下で形成された人身売買メカニズムの下で、抱え主、紹介業者、ブローカーなどは合法と違法の間を行き来して接客女性を量産していった。家父長制が強固で、全方位的な貧困に苦しめられつつ女性教育制度と女性の労働条件が劣悪な地域の女性たちがこのような人身売買により一層さらされていた。ジェンダー差別と階級差別に加えて民族および人種差別が構造化された統治システム下の女性たちのことである。

日本は公娼制を運用しながら軍人の接客業利用に相対的な特典を与えた。1930年9月植民地朝鮮の釜山では、日本海軍艦隊の入港に先立ち、警察署が遊廓業者を呼んで兵士への対応の仕方について注意を与え、料金引き下げを要求することもあった（『釜山日報』1930.9.5）。すなわち、公娼制下で公権力は接客業の営業主と接客女性を管理し統制しつつ、制度的な管理下で軍隊の便宜を提供していた。そうだとすれば、これらの店と女性たちは慰安所と「慰安婦」だと呼べるだろうか。

戦時公娼制としての日本軍「慰安婦」制度

公娼制と日本軍「慰安婦」制度の関係を考察する時に前提にしておくべきことは、公娼制と同じくらい軍慰安所、「慰安婦」という言葉も多様な意味で使われたという点だ。特に軍慰安所は性的「慰安」施設のみならず、軍人休憩娯楽施設を指すこともあった。1938年台湾の屏東市に建設された軍人慰安所、1938年6月日本の大分県別府市の温泉に設けられた陸軍慰安所などがそうであった（朴貞愛、2015:177-178）。一方、兵士たちは性的「慰安」施設としての軍慰安所を指す場合に、陸軍娯楽所、将校クラブ、ピー屋、遊廓、妓楼、売買宿などの呼称を使うこともあった。

反面、日本軍「慰安婦」制度が施行された時期には、「慰安婦」という言葉は一層隠蔽されていたようだ。中国に居住する日本人、朝鮮人、台湾人などの状況を示す『支那在留邦人人名録』や『在北支朝鮮人状況』などの名簿や統計を通じて確認できるのは軍慰安所だけだ。業種としての軍慰安所は登場しているが、職業としての「慰安婦」という名称は見あたらない。代わりに酌婦や娼妓、芸妓、ダンサーなどに分類された女性たちが軍慰安所で「慰安婦」として存在していたものと推測される。または、軍慰安所と住所は共有しているものの職業は記されていない女性たちが目につく。中国浙江省金華で1944年4月に作成された名簿で最近公開された『金華鶏林会会則級名簿』では、慰安所に住所を置いているものの職業が記されていない女性の数は50人余りだった（朴貞愛、2017:65-79）。

兵士の間で「慰安婦」より馴染みのあった言葉も、娼妓、酌婦、ピー、芸妓、娼婦、娘子軍などだった。戦争犯罪として日本軍「慰安婦」問題が本格的に提起される前の時期である1990年代初期以前に発刊された軍人回顧録の中で、ほとんどすべての軍人出身者は慰安所を公娼制の延長だと考えたという。利用規定上、料金を支払ったり時間を守ったりしなければならず、「戦場にある臨時公娼施設」と認識したため、犯罪であるとか問題があると思えなかったというのだ（古橋綾、2015:182）。

韓国人被害者ユン・ドゥリは、1943年9月に釜山の影島にある第一慰安所に連行されたと証言した。日本の軍人が一日3〜40人ずつ訪れ、船が入ってくる日になれば、より多くの軍人たちが訪れたという。外出統制、性病検診、性奴隷被害など、慰安所での生活は戦地や占領地地域の「慰安婦」の生活と変わらない。そして1990年代初めにユン・ドゥリが直接訪問して慰安所として使われた場所だと指定したところは、植民地時期につくられた牧島遊廓内にあった。また台湾を経由して中国の海南島に動員された日本兵出身の韓国人も、台湾の高雄で1週間留まっていた時に軍人が現地の遊廓を利用したが、「軍人天地」だったため、あえて指定・非指定遊廓を置く必要がなかったと証言した（朴貞愛、2015:191-192）。

戦時体制という政治状況に遭遇して公娼制はどのように変わりつつあったのか。1938年以降、総動員体制に入るとともに帝国日本の接客業は戦争遂行のために再編され始めた。日本政府は接客業を遊興業と呼んで営業統制と転・廃業の対象とした。接客業の「遊興的要素」は批判され、接客女性などは戦時の労働力動員の対象になった。その結果、法的な公娼制が維持されていた植民地朝鮮の場合、1930年代の初めから中盤に私娼が威勢をふるう中で競争力を失いつつあった公娼営業が1938年以降勢いを強める現象が現れた。戦争期をむかえて軍人利用客が増えた遊廓は、営業時間を最大限配慮してもらうなど公権力の相対的な擁護政策の中にあっただ。軍人の出入りが頻繁になると同時に遊廓の売り上げは増

加傾向を見せ、軍隊の宿営期間中に特に相当な売り上げを上げたという（京畿道、1938）。

このように戦時体制期の日本政府は、時局に合わない「遊興業」は転・廃業させ、戦時状況に必要な接客業だけを「慰安所」として残すという方針を設けて公娼制を再編した。その結果増加した兵士および「産業戦士」の需要にとって必要な接客業を残し、公権力の管理と統制を強化した。これら男性に対する「性的慰安」を通じて戦争の効率性に利するという名分によってである。そしてこのような名分のために、接客業のなかで娼妓や酌婦、芸妓という名前で存在した女性たちは性的自己決定権を剥奪され、公権力の管理と統制下で性を動員されなければならなかった。近代以後、公娼制が施行された地域で戦時体制期公娼制が再編された結果、日本軍慰安所または産業慰安所が出現したのである。

<参考文献>

京畿道、1938、「支那事変関係—事変下ニ於ケル経済界ノ諸情勢」、『治安状況』、京畿道。
藤目ゆき、1997、「女性史からみた慰安婦問題」、『季刊 戦争責任研究』18、日本の戦争責任センター。

朴貞愛、2015、「被害実態を通じてみた日本軍『慰安婦』の概念と範疇試論」、『史学研究』120、韓国史学会。

朴貞愛、2017、「中国浙江省金華の慰安所と朝鮮人『慰安婦』：『金華鶏林会名簿』分析を中心に」、『フェミニズム研究』17（1）。

宋連玉、2000、「公娼制度から慰安婦制度への歴史展開」、『日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録 第3巻』、緑風出版。

宋連玉、2017、「上海でみた料理店・遊廓・慰安所の関連性」、『社会と歴史』115、文学と知性社。

吉見義明著、ナム・サング訳、2013、『日本軍「慰安婦」、その歴史の真実』、歴史空間。

古橋綾、2015、「元日本軍軍人の観点からみる日本軍『慰安婦』：加害者の論理を乗り越えるために」、『日本軍「慰安婦」被害者問題解決のための総合研究(Ⅰ)』、韓国女性政策研究院。